

大豆共済の加入方式がかわります

現在、皆様にご加入いただいております「**一筆方式**」は、**令和3年産をもって廃止**となります。
本県では、JA等出荷データを得られる方には「**全相殺方式**」、
出荷データが得られない方には「**半相殺方式**」への移行を
おすすめしております。
青色申告者を対象とした「**農業経営収入保険**」もございますので、
お申込みの際には、ぜひご検討ください！

一筆方式

掛金は
約800円/10a

- ・一筆単位での加入となります(全筆加入)。
- ・**耕地ごと**に、平年の収量の3割以上減収した場合に共済金をお支払いします。
- ・被害耕地の全てを現地調査により確認し、減収量を算出します。

令和3年産で廃止！

全相殺方式

掛金は
約800円/10a

全量JA共販の方にオススメ！

- ・**農業者単位**での加入となります。
- ・**農業者ごと**に、平年の収量の1割以上減収した場合に共済金をお支払いします。
- ・収量はJA等の出荷データにより確認します。

半相殺方式

掛金は
約800円/10a

全量JA共販以外の方はコチラ！

- ・農業者単位での加入となります。
- ・**農業者ごと**に、平年の収量の2割以上減収した場合に共済金をお支払いします。
- ・被害耕地の一部を現地調査により確認し、減収量を算出します。

地域インデックス方式

掛金は
約450円/10a

- ・農業者単位での加入となります。
- ・**統計単位地域ごと**に、平年の収量の1割以上減収した場合に共済金をお支払いします。
- ・**市町の統計単収に基づき共済金を算定するため、農業者ごとの被害状況に応じた補償とはなりません。**

収入保険なら自然災害以外も補償！

農業経営収入保険

基準収入1,000万円の場合
保険料等は32.5万円

- ・青色申告を行っている農業者が対象です。
- ・原則全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します。
- ・基準収入の1割以上収入が減少した場合に保険金をお支払いします。

大豆共済・収入保険などのご相談は、お近くのNOSAIまで！